

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例(案)に関する市民意見
(パブリック・コメント)の募集について

1 改正の理由

令和7年12月15日に東京都港区で発生した個室サウナにおける火災により、サウナ室内で利用者が死亡する事故が発生したことを受け、サウナ等の熱気等を使用して入浴する設備(以下「熱気室」という。)の安全対策と併せて衛生管理を徹底する観点から、「公衆浴場における衛生管理要領」(厚生省生活衛生局長通知)を参考に姫路市公衆浴場法基準条例の一部改正を検討しており、市民意見(パブリック・コメント)を募集いたします。

2 姫路市公衆浴場法基準条例について

本条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準、構造設備の基準並びに公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準を定めたものです。

3 姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例(案)について

(1) 改正内容の概要(新たに義務を課し、又は権利を制限する内容)

現行の熱気室の基準に加え、入浴者の安全対策としての基準及び衛生保持のための基準を追加します。この基準は、姫路市旅館業法施行細則(昭和55年姫路市規則第42号)で引用されるため、旅館業の熱気室にも適用されます。

新たに設ける基準の概要(新たに義務を課し、又は権利を制限する内容)
・ 熱気室内に非常用ブザーを設置すること。 ・ 熱気室の出入口はドアノブ等を設けず、簡単に開閉できる構造とすること。 ・ 熱気室の使用中は、入浴者の安全に注意すること。 ・ 熱気室内の床面は、耐水材料で作り、容易に排水できる構造とすること。

(2) 現行の熱気室の基準

- ア 入浴者が、熱気室内の温度を外部から識別することができる設備を設けること。
- イ 熱気室の熱気等の放出口その他の放熱設備は、直接入浴者の身体に接しない構造であること。
- ウ 熱気室の適正な利用温度を入浴者の見やすい箇所に掲示すること。
- エ 外部から熱気室内を見通すことができる構造であること。
- オ 熱気室にシャワー又は浴槽を付設すること。

3 意見の募集期間

令和8年7月10日(金)から同年8月10日(月)まで

4 改正後の条例の施行期日

令和9年4月1日(予定)